

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う
ガス料金および託送供給料金に関する特別措置について

2020年3月25日
熱海瓦斯株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえまして、経済産業省の要請により一時的にガス料金の支払い猶予等の特別措置の適用を行うことといたしました。なお、指定旧供給区域等小売供給約款（旧一般ガス供給約款および旧簡易ガス供給約款）及び託送供給約款（小売託送用）に関する特別措置は、本日、関東経済産業局長に認可申請を行い、同日、認可を受けたものです。

つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、静岡県社会福祉協議会にて実施予定の生活福祉資金貸付制度^{※1}の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さままで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

2020年2月（但し、支払期限日^{※2}が3月25日以降となるもの）、3月、4月検針分の各ガス料金の支払期日をそれぞれ1か月延長いたします。

これらの特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

総務部料金グループ TEL：0557-83-2141（代）

受付時間：平日 8：40～17：00（土日祝日を除く）

※1：生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付けを行う制度。

※2：支払期限日

支払義務発生日の翌日から50日目を言います。なお、早収料金適用期間は従来通りとなります。

以上